

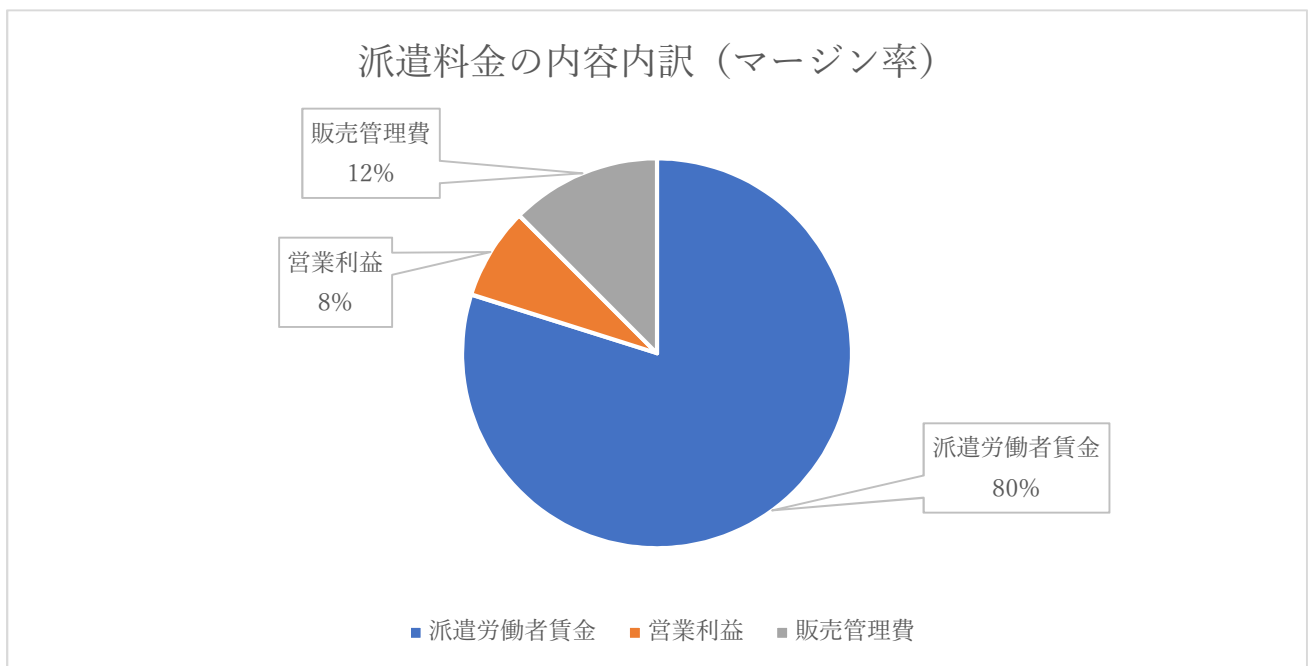
改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）



本社：大阪府大阪市浪速区難波中 3 丁目 8 番 2 2 号 新川清水ビル 3 0 6

派遣労働者の数	53 名
派遣先事業所の数	10 社
派遣料金の平均額	11,304 円／ 8 時間
派遣社員の賃金の平均額	8,601 円／ 8 時間
マージン率	20.13%
教育訓練に関する事項	人材派遣概要、事業運営に関する事項、個人情報、ビジネスマナー、就業注意点、安全衛生教育等

対象期間：平成 2 9 年 7 月 3 日～平成 3 0 年 6 月 3 0 日

事業所名：株式会社ワークプラン

住 所：大阪府大阪市浪速区難波中 3 丁目 8 番 2 2 号